

平成23年第3回

# 伊根町議会定例会会議録

平成23年9月22日（第3号）

伊 根 町 議 会

# 平成23年第3回（定例会）

## 伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成23年 9月22日 木曜日						
招集場所	ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成23年 9月22日 9時28分			議長	宮下 愿吾	
	散会	平成23年 9月22日 13時16分			議長	宮下 愿吾	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 8名 欠席 1名
	1	和田 義清	○	6			
	2	上辻 亨	○	7	三野 三千彦	○	
	3	佐戸 仁志	○	8	泉 敏夫	○	
	4	奥野 良一	○	9	大谷 功	○	
5	宮下 愿吾	○	10	宇治 善高	×		
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 11名 欠席 1名
	町長	吉本 秀樹	○	総務課主幹	鍵 良平	○	
	助役	小西 俊朗	○	住民生活課主幹	上山 富夫	○	
	教育長	石野 渡	○	地域整備課主幹	白須 剛	○	
	総務課長	今岡 敬雄	○	教育次長	梅崎 良	○	
	住民生活課長	芦原 誠	○	会計管理者	前野 義明	○	
地域整備課長	泉 良悟	○	代表監査委員	石倉 靖司	×		
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務局長	今岡 敬雄	○	主査	横川 純	○	
				主事	上岡 真次	○	
会議録 署名議員	4番	奥野 良一		9番	大谷 功		
議事日程	別紙のとおり						
会議に付 した事件	別紙のとおり						
会議の経過	別紙のとおり						

# 平成23年 第3回 伊根町議会定例会

## 議事日程 (第3号)

平成23年9月22日(木)

午前 9時30分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 浄化センター完成後の大西海岸利用について 佐戸 仁志  
下水施設使用開始後の伊根地区内公衆トイレの設置について
- 雇用確保にともなう空施設の有効活用について 上辻 亨  
救急医療情報キットの配布について
- 自然エネルギーの推進について 大谷 功  
定額料金バスの運行について
- 津波対策及び本庄漁港、東湾の浚渫及び越波対策について 泉 敏夫  
沿岸漁業を守るために禁漁区域拡大の見直しについて
- 有害獣対策について 和田 義清
- 災害とその後の対応について 奥野 良一

日程第 3 議案第43号 平成22年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第7号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出について

日程第 5 意見書案第8号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

# 会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- 浄化センター完成後の大西海岸利用について 佐戸 仁志  
下水施設使用開始後の伊根地区内公衆トイレの設置について
- 雇用確保にともなう空施設の有効活用について 上辻 亨  
救急医療情報キットの配布について
- 自然エネルギーの推進について 大谷 功  
定額料金バスの運行について
- 津波対策及び本庄漁港、東湾の浚渫及び越波対策について 泉 敏夫  
沿岸漁業を守るために禁漁区域拡大の見直しについて
- 有害獣対策について 和田 義清
- 災害とその後の対応について 奥野 良一

日程第 3 議案第 43 号 平成 22 年度伊根町歳入歳出決算認定について  
(討論・採決)

日程第 4 意見書案第 7 号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出について

日程第 5 意見書案第 8 号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書の提出について

日程第 6 閉会中の継続審査(調査)申出書

## 会 議 の 経 過

平成23年9月22日(木)  
午 前 9時28分 開議

### ◎ 開会・開議の宣言

○議長(宮下愿吾君) おはようございます。定例会も最終日となりました。ご苦労さんでございます。

さて、きのうの台風15号の影響によりまして、日本列島縦断という中で、あちこちに被害や亡くなった方も出ております。当町におきましても、若干被害やら、そういうようなものが出ておるようでございます。それぞれの地域の被災された方々、亡くなられた方に対しましては、お悔やみや、また被災された方に対しましてお見舞いを申し上げたいというふうに思います。当町においても、いろんな面を見て一日も早い復旧、復興をお願いしておきたいと思っております。

それでは、早速ですが、これより会議に入ります。

ただいまの出席議員は8名です。

ただいまから平成23年第3回の伊根町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮下愿吾君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、伊根町会議規則第116条の規定によって、議長において

4番、奥野良一君

9番、大谷功君を指名します。

### ◎ 日程第2 一般質問

○議長(宮下愿吾君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、浄化センター完成後の大西海岸利用について並びに下水道施設使用開始後の伊根地区内の公衆トイレの設置についてを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。3番、佐戸仁志君。

○3番(佐戸仁志君) おはようございます。

初めに、8月末から9月初めにかけて日本に上陸した台風12号、本日まで日本列島を縦断中の台風15号でお亡くなりになられた方、雨による水害に遭われ、いまだ避難所生活を送られている方々に、ご冥福をお祈りするとともに、一日も早い災害の終息と早期復興を願いたいと思っております。

それでは、通告書に従い一般質問をさせていただきます。

伊根地区の下水道は、町役場付近から管路工事も始まり、来年度中に浄化センターも完成し、一部供用開始となると聞いております。浄化センターがどのようなものになるのか、完成後、大西海岸をどう利用されるのか、質問させていただきます。

皆さんご存じのとおり、大西海岸は前に緑豊かな青島があり、その隣に亀島の舟屋群が一望できる。青島との間を漁船が行き来する伊根地区でも一、二の観光スポットであります。護岸の水深も深く、1年中通してさまざまな魚の釣れる釣りスポットでもあります。しかし、一般質問で前にも言いましたが、トイレもなく、不衛生で、釣り客の捨てるごみが散乱し、とても1位、2位の観光スポットと言える状態ではありません。

それよりももっと心配されるのが、町道に置かれた釣り客の車であります。今の時期、土曜日、日曜日など、10台から20台ぐらいの車が道路上に並びます。町道は急カーブで道が狭く、駐車していなくても車同士の離合も困難であります。少人数ではありますが、小学校、中学校の通学路でもあり、自転車に乗られる方、乳母車を押して歩く老人など、通行中どきとすることもあります。

伊根地区全域で言えることですが、釣り客はマナーが悪く、ごみの放置、車の違法駐車が目立つ

状況であります。耳鼻、亀山地区などでは、毎年、町への要望の中に釣り客の締め出しが出されております。私は、大西海岸では締め出すようなことはせず、駐車場をつくり、公衆トイレをつくり、ごみも一つの場所に置いていただき、気分よく伊根で遊んで帰っていただく。小さな小さなことですが、お金のかかることでもありますが、少しでもリピーターをつくり、観光産業を伸ばしていつてはどうでしょうか。

既に設計図もでき、入札準備に入っておられることとは思いますが、浄化センターも近代的な建物でなく、大西海岸一番奥の船揚げ場のあたりに、瓦葺きの舟屋風で海から見ても違和感のないものを建設する。駐車場をつくり、管理者を置いて、清掃費の名目で幾らかのお金をいただく。公衆トイレをつくり、清掃費でトイレを清掃していただく。釣り客の持ち込むごみを分別し処分する。もっと話を膨らませますと、町で建物を建て、プレゼンのよかった方に貸し出し、さまざまな商売をしていただく。夢を語っているようですが、せっかくのチャンスですし、今までの伊根町にない思い切ったことをあの場所でやっていけたらと思います。町長のお考えをお聞かせください。

次に、今の質問と関連していますが、伊根地区内の公衆トイレの設置であります。

最近、亀島地区はもちろんですが、日出地区、平田地区などでも、舟屋と舟屋の間から見える海を見たり、土蔵に飾られた模様なんかを見たり、写真を撮ったり、町並み散策をされる方が多く見られます。そこでよく尋ねられるのが公衆トイレの場所だそうです。日出ですと、伊根湾めぐり日出駅、平田は福祉センター、漁協、鉢ヶ崎の公衆トイレ、亀島は郵便局、おちゃやのかか、いろいろとあるようですが、曜日、時間によって貸してもらえないものもあるように思います。宮津の方、与謝野町の方にも、伊根には公衆トイレがないとよく言われます。

町長は、以前から下水道ができたらつくると言われておられました。大西海岸、旧役場跡地、旧農協跡地付近、漁協、芝居小屋付近、立石地区内、カルビ海岸などなど、釣り客が多く集まる場所、散策を楽しめる場所につくっていただきたいと思っております。お金のかかることなので、全てができるとは思いませんが、衛生的でごみのない町並みをつくっていただきたい。多くのリピーターを生む伊根町をつくっていただきたいと思っております。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの佐戸議員のご質問にお答えをしたいと思います。

1点目の浄化センター完成後の大西海岸の利用についてのご質問でございます。

大西海岸のこれまでの利用計画は、既に完成の養殖岸壁と今後の整備予定としている駐車場整備のみとなっております。しかし、この大西海岸が、このたびの漁業集落排水整備事業計画で終末処理場用地となったこととあわせて、重伝建地区に選定されて以来、伊根浦観光の町なか散策コースとして、この付近一帯も重要な位置にあります。よって、観光客からのニーズの高い公衆トイレの整備の必要性を強く感じており、現在、水産庁へこれらを含めた土地利用計画の変更手続を並行して行っているところでございます。

議員心配されております終末処理場の建物でございますけれども、それにつきましては、ただいま教育委員会のほうと重伝建に沿った形、色というものを考慮しながら進めておりますので、そのように現物ができましたら、また見ていただきたいなと思っております。

また、佐戸議員はあそこを一つの観光の核と言われますけれども、あそこはあくまでも漁港でございます。漁港施設でありまして、我々が現在計画しておる駐車場、トイレにつきましても、見ていただいたらわかるかと思うんですけれども、あそこは土の場所が何カ所ありませんかね。あそこはいわゆる2線用地、町のほうが埋め立てをいたしまして、残土で。町のものでありますので、そこは自由に使えます。ですから、そこら辺に、それからまた購入をいたしました株式会社から、また高梨から買い上げましたその土地については、そこについては自由に使えるわけですから、それは自由にさせていただきますけれども、あとの岸壁というかコンクリートを張ってあるあの辺は、自由に例えばそこに線を引いて駐車場をつくったり、はたまた何か物を建てたり、そんなことは一切できないわけでありまして。その辺のところはご理解をいただきたいなと思っております。

2点目の下水道施設供用開始後の伊根地区内の公衆トイレの整備についてでございますが、伊根浦地域の舟屋群の町並みは希少価値の高い財産であり、この財産を農業や林業、漁業といった第一

次産業と組み合わせた観光振興こそ、人が生き生きとしたまちづくりや町の活性化、Iターン・Uターン等による定住促進にもつながるものと強く信じているところであり、町並み散策等による観光客が一層増加することを期待しているところでございます。

伊根浦を訪れる観光客からは、さきにも申し上げましたとおり、公衆トイレや駐車場の整備を強く求められております。町といたしましては、伊根浦観光を一層推進していくためにも、その必要性を強く感じているところであり、今後の公衆トイレの増設は、駐車場とのセットを基本に現在実施中の下水道整備の進捗とあわせて設置してまいりたいと考えております。

このため、本年度は試験的に町なかで民家のトイレの借り上げを募集し、現在、立石地区内と耳鼻地区内で各1カ所の協力をいただいているところでございます。今年度いっぱい実施し、事業の実態と今後の利用についての分析を行い、その結果も踏まえ、今後、速やかに伊根浦観光振興ビジョンの中で具体的な候補地を選定いただき、地元との調整、協議が整ったところから順次設置をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 3番、佐戸仁志君。

○3番（佐戸仁志君） 質問ではないですが、ぜひ実現に向けてやっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 次に、雇用確保に伴う空き施設の有効活用について並びに救急医療情報のキットの配布についてを通告議題とし、上辻亨君の発言を許します。2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告書に基づいて質問させていただきます。

雇用確保に伴う空き施設の有効活用ということで、町内では若い人たちの雇用の場所も少なく、町外へ出て働く人を見受けられます。また、近場で働きたくても働く場所のない人、定年を迎え、まだまだ元気な60代から70代の方もたくさんおられます。町内には桜が丘運動公園の星空の館、バーベキューハウス、旧朝妻小学校などの空き施設があります。平成の大合併により、各市町村には多くの空き施設が出てきて、今後の有効活用に悩んでおられます。

当町においても、現在、学校統廃合の話も進行中で、今後そのような空き施設がふえていくことも懸念されます。今ある空き施設を今後どのように活用されるのか、また雇用を含めた有効活用の考えはないでしょうか。

また、大きな空き施設として旧朝妻小学校があります。学校施設の有効活用ということで、全国の市町村ではさまざまな取り組みをされておられます。栃木県的那珂川町では、旧小学校を利用して、温泉水を引き無毒のトラフグの養殖に取り組んでおられます。また、新潟県の吉川町（現上越市）では、同じく旧小学校を利用し、旧校舎内でのシイタケ栽培、農産物を使用し、みそ、浅漬を生産、出荷されております。どちらも雇用機会の少ない山間地で、就業の場を確保する後継者の定着と地域集落の活性化を図るため、新たな地場産業として創設されております。当町でも、現在、地元で水揚げされた水産物、地元で収穫された農産物を加工したり、また空き施設でのフグなどの養殖等で雇用創出、町内での新たな産業体制、六次産業化の構築と推進を図る団体があると聞いておりますが、今後そのような団体が旧朝妻小学校を貸してほしいとお願いされた場合、貸し出しは可能なのでしょうか。

次に、救急医療情報キットの配布についてですが、当町では高齢化が進み、65歳以上の一人暮らしの方が164軒、65歳以上の二人暮らしの方も287軒あります。また、高齢者だけしか住んでいない地区も町内にあります。災害時や自宅で急にぐあいが悪くなったりと不安を抱えた人が町内に多く住んでおられます。

現在、全国の自治体で救急医療情報キットの配布の取り組みも進んでおり、与謝野町でも配布されております。この救急医療情報キットはどのようなものかといいますと、例えばひとり暮らしの高齢者の方が急病になったとき、駆けつけた救急隊がその患者さんの医療情報を把握するのが難しいケースがあります。救急隊が迅速で適切な救命処置ができるように、かかりつけ医、緊急連絡先、持病、診察券、健康保険証のコピーなどの情報を入れた専用キットのことで、冷蔵庫に保管し、そ

のキットがあるかないかを知らせるために冷蔵庫や玄関の内側にステッカーを張ってもらい、救急隊に知らせる画期的な商品であります。今後、町民全体の命と健康を守る観点から、高齢者の方や障害者の方の安全・安心を守るため救急医療情報キットの配布を考えてはどうでしょうか。答弁を求めます。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員のご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、雇用確保に伴う空き施設の有効活用でございますが、議員のおっしゃる町の中に眠っている社会資源、とりわけ公共の空き施設を活用し、あわせて地元で生産される農林水産物を活用した新たな事業創出は、雇用機会の増大はもとより、我が町の定住促進や地域の活性化にも大きくつながるものと考えております。その気持ちは議員と大きく違うものではないと思います。

今後、町有の空き施設を使用したい方がありましたら、当然相談には乗らせていただく考えでございます。計画内容をしっかりと見せていただき、十分検討することと合わせて、立地場所や施設によっては周辺の地元の皆さんの同意も必要となりますので、その調整を図りたく考えております。そして、その計画内容が、町の意に合致するものであれば、無償か有償かとの選択もありますが、施設の転用、貸与、譲渡、取り壊しなどの財産処分に向けて鋭意努力してまいりたく考えております。また、議員が申されておりますような具体的な計画があるのであれば、国・府の確認作業や事前相談、事前協議等に時間を要する場合がありますので、できるだけ早い段階から相談、協議等をかけていただきたく思います。

次に、救急医療情報キットの配布についてでございますが、伊根町の人口は9月1日現在で2,548人となり、そのうちの65歳以上の方は1,048人で全体の41.2%の割合となっております。また、高齢者世帯は全世帯の4割近くを占め、一人暮らし老人は全世帯の2割強となっております。高齢者の安心・安全を守るための対策は、伊根町にとって大変重要な課題であり、積極的な取り組みの必要があるものと考えております。

そういう中で、一人暮らしの高齢者の方などが急病になったとき、出動した救急隊が、ご本人さんのかかりつけ医や持病といった医療情報、緊急時の連絡先などを記入された台帳が冷蔵庫等のわかりやすいところに保管されていれば、救急隊や搬送先の医療機関への連携が迅速に対応でき、より一層の安心・安全が確保できるものと思います。

昨年度の伊根町の方の救急搬送件数は139件であります。そのうちの7割弱が高齢者の皆さんで、また搬送先のほとんどは府立与謝の海病院となっております。伊根町の高齢者の皆さんは、多くの方が町内診療所か与謝の海病院で受診されており、また病院と診療所とは日ごろより連携をとった診療業務を行っているため、他の町と比べると救急で搬送された方の医療情報は比較的つかみやすい体制となっているところでございます。しかしながら、一刻を争う緊急には、より迅速な対応が望まれるところでありますので、他市町での取り組みなどを参考に、実施に向けて宮津与謝消防署など、関係機関と協議、検討をさせていただきたく思います。また、高齢者世帯やひとり暮らし老人の皆さんの意向も調査をいたしたく思います。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 2番、上辻亨君。

○2番（上辻 亨君） 空き施設の有効活用ということで、新たにそういった団体も出てくる。今後またそういった貸してほしいという団体も新たに出てくると思いますし、またそういうときには前向きな使用というような形で考えてほしいと思います。

また、情報キットのほうなんですが、山間部といいますか、筒川のちょっと奥のほうには、ほんまに老人だけしか住んでおられない地区もありますので、また前向きに情報キットの配布について考えてほしいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、自然エネルギーの推進について並びに定額料金バスの運行についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 皆さん、おはようございます。



それでは、通告に基づきまして質問に入らせていただきます。

まず、自然エネルギーの推進についてですが、福島原発事故が明らかにしました原子力発電所の問題点としまして、3点、6月の議会でも若干述べましたが、1つには、ほかの事故に見られない異質の危険があること、すなわち一たび事故が発生し放射性物質が外部に放出をされると、もはやそれを抑える手段は存在せずに、被害は空間的に、空気、川、海、土壌、どこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって危害を及ぼす可能性があり、地域社会の存続または国の存続まで危うくする可能性があります。この原発という技術は社会的に許容できる技術なのか、このことが今正面から問われています。

2つ目は、原発の技術は本質的に未完成的な技術で危険なものであるということです。核エネルギーを取り出す過程で発生する莫大な放射性物質をどんな事態が起こっても原子炉内に安全に閉じ込める手段は、人類はまだ手に入れていない。過去3回の重大な事故、スリーマイルの事故、チェルノブイリ事故、今回の福島の事故、これが証明をしています。そして、使用済み核燃料を後始末する、その方法について、どう処分をするのか、だれもその答えをいまだ持っていません。こうした技術を使い続けていいのかということが問われています。

3つ目には、世界有数の地震国、津波国と言っていい日本に集中立地していいのかということです。

このような事実を踏まえて、私どもは10年以内に原発から撤退するプログラムを政府がつくるように求めているところですが、電力不足による社会的リスクや混乱は避けなければなりません。そのために自然エネルギーの本格的な導入と、低エネルギー社会への転換に向けて、あらゆる知恵と力を総動員して最大のスピードで取り組む必要があると思っています。

今まで国策として集中的に偏って原発に投入してきた年間4,000億円に上る研究開発費や立地対策などの財源や電力会社などから出ていた財源、これらを自然エネルギーの開発、建設に投入すれば可能であろうと思います。自然エネルギーの本格導入は、新たな仕事と雇用を生み、地域経済の振興と内需主導の経済への大きな力になります。今、大企業から中小企業、NPO法人まで、いろいろな事業者が自然エネルギー参入に動いているようです。それぞれの地域に固有のエネルギーを活用するために、小規模な事業を無数に立ち上げていくことが求められていますから、雇用創出にも大きな効果があるようです。

8月12日の京都新聞に、京都、滋賀の自治体アンケートの集計が載っておりましたが、7割の自治体が自然エネルギーを推進し、メガソーラー発電に過半数の首長さん方が意欲を持っているとなっています。我が伊根町でも、メガソーラーについて検討中、自然エネルギー推進は実施しているとなっています。私も、町を挙げての自然エネルギーの推進は必要であり、その勉強、研究は急ぐべきであって、その普及まで進めたいと望むものですが、今後の伊根町での自然エネルギーの推進について考えと方策を伺いたいと思います。

次に、宮津与謝地域、定額料金バスの運行についてです。

宮津市が定額料金バスを来年の4月からの運行の予定と聞きます。宮津与謝での定額料金バスは担当者レベルで研究中と過去の一般質問で答弁されてきましたが、その後どうなっているのか伺いたいと思います。

宮津与謝地域で定額料金バスの運行ができれば、京丹後市の100円バスと連携して、通院、通学、買い物など、大変利用しやすくなり、観光者にとっても利用がしやすいものとなるのではないのでしょうか。先日の京都新聞では、伊根町でも10月から町バスが150円バスとして1年間実証実験として運行すると書かれていますが、現時点での問題点や実施に向けての計画スケジュール等伺いたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、大谷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

初めに、自然エネルギーの推進についてでございますが、これにつきましては、6月の定例会で議員の一般質問で原子力発電からの撤退についてのご質問がございました。その際もですが、今回の大震災が、原発の安全神話はもとより我が国のエネルギー政策を根底から見直さざるを得ない大

災害であり、極めて深刻な事態であると認識をしております。そのように申し上げましたし、そのように現在も思っております。原発の段階的な縮小と自然エネルギーへの転換は避けられない流れであると考えております。

本町では、平成13年11月に京都府が太鼓山に設置いたしました6基の風力発電は、計画発電量8,500MWhとなっております。町内の使用電力量の2倍に相当いたします。しかしながら、現在いろいろな諸事情と申しますか、故障があったり、とまったりしております。それでありますので、その半分ですね、発電量は。そうではありましても、伊根町の使用電力量に相当するわけでございます。また、京都府の補助事業であります「おひさまエコタウン応援事業」により、平成21年度には役場玄関、平成22年度では役場駐車場にソーラーライトを、そして昨年度からの繰越事業として役場地域整備課の屋根に太陽光発電をそれぞれ設置をしました。

自然エネルギーには、風力、太陽光、小水力、バイオマスをはじめさまざまなものがございます。しかしながら、それぞれが自然相手でございます。そうでありますので、安定供給に大変問題があるわけであります。高性能な蓄電池等の技術開発やそういったさまざまな使用を組み合わせる必要があるかと思っております。

先ほど申しましたように、伊根町では風力発電がございます。しかし、電力供給は安定しないわけでありまして、夏の風のないころはとまってしまうわけでありまして。そこで、休耕田等を活用したメガソーラーをあわせることが伊根町内では有効かつ望ましいものと思っております。冬季は風、夏はメガソーラー、そして春、秋はその併用という形でございます。加えて、町内至るところにあります小水力を利用いたしまして水車を回し発電をする。加えて家畜の排泄物や下水汚泥、食品廃棄物、建築現場で出る廃材や森林で使わずに捨てられている材木など、多くの未利用バイオマス資源を利用する。こういったものを組み合わせれば、電力自給率100%の伊根町というものは夢でないわけでございます。

こういったエネルギーは小規模分散型で、これまでエネルギー生産地とは考えられていなかった地域でも環境によい地産地消のエネルギーとして作り出せることが魅力的であり、地域振興や産業振興にもつながるものと思っております。今後、バイオマス構想をはじめ環境に対する取り組みは、全国の自治体で構想は進んでおりますが、民間や住民からの動きが活発になるような支援、仕掛けを検討していくことが大切ではないかと思っております。しかしながら、事業実施ということになりますと、一市町村では財政上限界がございます。相当な補助制度でもない限り甚だ難しいわけでありまして。また、安定供給に向けた技術開発は一朝一夕には出てこないわけでございます。自然エネルギー推進へ向けた国の明確な方針並びに予算措置を願うものでございます。

次に、宮津与謝バスの幹線路線の低料金化につきましては、宮津市、与謝野町ほか関係市町、国・府及び運行主体である丹後海陸交通株式会社と協議を重ねているところでありますが、当事者が多く、課題も多岐にわたるため、その調整に時間を要しております。

主な論点を申し上げますと、まず各市町の政策優先度の違い、またKTRとの競合の問題、あるいは主たる補助者となる国・府の意向、さらには実施に踏み切った場合の市町負担のシミュレーションなどが調整の課題となっているものであります。

このような中ではありますが、去る8月22日に関係市町の首長間で協議を行い、本年中に一定の方向づけ、結論づけを行っていくことを合意いたしました。内容で気になるところは、料金体系、すなわち金額とその範囲であろうかと思っております。蒲入から宮津駅までを一定料金とはいかないところでございます。これはまだ決定ではありませんけれども、蒲入から与謝の海病院、ここまでを200円という一つのゾーンを組む。そして、今度は与謝の海病院から宮津駅までは、また別枠のゾーンとして200円、もしくは与謝の海病院から加悦奥までも一つのゾーンで200円という形になろうかなと思っております。そうでありますけれども、そうならば宮津与謝管内は端から端まで400円あれば、通勤、通学、移動できるということになるわけでございます。

また、バス料金の定額化は、あくまでも公共交通の維持発展方策の一手法という中で、ダイヤやバス停の見直し等、ほかの利用促進策もしっかりと組み立て、主たる補助者である国・府の理解を得ていきたいと考えております。

なお、本年度から国の補助スキームが変更されたことから、バス料金の見直しは早くとも来年

10月のスタートということになります。この10月スタートを目指して精力的に協議を重ねてまいります。また、こういった低額バスを導入すると、当然、財政負担が出てまいります。その路線の距離に応じまして、各市町の財政負担というもの、それが生じるわけでございます。本町は近年、高校通学等補助もかなりの額の増額をしておりますので、総合的に判断すると若干の財政負担にとどまるものと推測をしております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 自然エネルギーの推進につきましては、新しい事業になりますので、財源の問題というのが当然出てくると思いますが、自然エネルギーの推進というのは国民大半が認めておるところなので、個人でも小さな自然エネルギーでも推進できるよう。電力の地産地消に向けて取り組めるようにさらに研究開発を進めていただきたいという意見を述べまして、一般質問を終わります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、津波対策及び本庄漁港、東湾の浚渫及び越波対策について並びに沿岸漁業を守るために禁漁区域拡大の見直しについてを通告議題とし、泉敏夫君の質問を許します。8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） おはようございます。

通告書に基づきまして、先ほど議長さんから言っていました津波対策及び本庄漁港、東湾の浚渫及び越波対策についてを1つとして質問させていただきたいと思っております。

町内の各漁港の津波対策は、まず十分だろうと思われるでしょうか。各漁港はどれぐらいの津波に対して耐えられるという考えを持っておられるのでしょうか。また、今後の対応、対策について、どのようにお考えになられるのでしょうか。

2つ目といたしまして、本庄漁港の東湾の埋め立て後、砂が打ち寄せ、水深が浅くなり、北東の風が吹けば波しぶきが吹きつけ、避難場所の集会所におきましても、集会所及び住宅に深刻なダメージを与えております。毎日の生活にもかなりの影響が出ております。5次総合計画でも、人が生き生きという生活ができるように調査し、越波対策に何らかの方法をとっていただきたいというように思います。きのうの台風が直接でもございませぬが、もう府道につきましては、うちのほうでいうアオサなんか道路に散乱して、きょう朝、私がここへ来るときにも、もう掃除をされております。それぐらい風で強くアオサが飛んでおるという状況です。アオサに藻が飛んできております。それでもまだ大分前にも質問をさせていただきました。どうか早く東の方々のためにも、何とかいい方法、調査、研究を重ねて、早く実施していただきたいというように思います。

それから、2点目といたしまして、沿岸漁業を守るために禁漁区域の拡大の見直しについてでございます。

大中型まき網船による白石礁2.8マイルにて違法操業が繰り返し行われております。この15号台風の前にも60tというマルゴをとっております。従来から違法操業を繰り返し行われてきました。幸いことしの10月には免許の切りかえ申請の取りまとめを行う時期であると聞いております。操業区域の改正要望を3マイルから6マイルに行うよう、当町も水産庁及び府に対し要望を出していただきたい。また、沿岸漁業関係市町にも呼びかけて、歩調をとって何とか要望をかなえていただきたい。これに対する考えはありますか。

また、違法操業に対しまして、監視体制を今以上に水産事務所に強く要望していただきたい。地元のモーター組合は、最近では、もう毎日、陸上から旧物産館、今のトイレがあるところでございますが、あそこから監視をし、今日は来ておるということをよく言っております。府の取締船「らくよう」がよう出漁しなくても、大型船でございませぬので、少々の時化でも出漁しております。少しでもよい対策をお願いしたいというように思います。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、泉議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の各漁港の津波に対しての耐力と今後の対応及び対策についてのご質問ですが、現在の防波堤の設計根拠となる安定計算については、30年に数回あるかどうかの大きな沖の波を今

ある防波堤の位置まで解析してきた場合に、そこで何メートルの高さになるかで、防波堤の高さ、そして幅を決定しております。

一方、津波は移動する水量の規模が大きく、波の性質が全く異なるため、今ある設計波高よりも低い波であっても耐えられないことがございます。しかしながら、それがどの港で何メートルかは、現段階ではわかりません。このため、今回の東日本大震災による津波と同程度のものが来た場合は、町内全漁港の施設は、被災地の状況から見ても、同様の大きな被害を受けることは容易に想定でき、津波対策としては全くできていないのが実情であり、どの程度の津波に耐えられるかというご質問に対しては、現状では明確な回答はできません。

また、今後の対応、対策についてのご質問ですが、ハード面については、これについては費用が膨大なものとなることが予想されますので、国の大津波対策指針等を待って対応したく考えます。また、ソフト面については、まずは早くに高いところに避難することです。これに尽きると思います。その対策といたしましては、現在のJアラート、また防災無線等の緊急通信システム、こういうものを充実、そして沿岸部に住んでおられる方々の関心を高めることとあわせて、それぞれの避難場所の周知や地元以外の方にもわかるように誘導標識の設置や訓練の積み重ねが重要であると考えております。

次に、2点目であります本庄漁港東湾の浚渫及び越波対策についてのご質問でございますが、浚渫につきましては、経年変化により、岸壁前面が砂の堆積により漁船の接岸が困難になったり、波浪による振動や騒音についても現地に向うたびに状況をお聞きしており、十分承知しております。

この抜本的対策については、波の力を減少させることにあります。その方法といたしましては、赤灯台がある第1防波堤の延長もしくは東湾漁港護岸前面に消波ブロックを設置することであろうかと考えております。さきの本庄漁港整備長期計画では、第1防波堤の延長が計画としてありますが、事業実施による地元分担金の負担に関し、過去に伊根町漁協が足踏みをしていた経過があり、京都府漁協になった現在でも同じ考えであろうと思われる。この方法については、伊根町が事業をやりたくてもできないわけです。消波ブロックの設置につきましては、本庄漁港整備長期計画には事業計画はありませんので、事業の進め方を国・府と協議し、事業計画の変更並びに財源確保をしていく必要があるかと思っております。いずれにしても有効な波浪対策を立て、対策事業の検討をしまいたいと考えております。

次に、沿岸漁業を守るために禁漁区域拡大の見直しに関する要望についてのご質問でございますが、大中型まき網漁船の違法操業については、以前から問題になっており、沿岸漁業を営む者においては深刻な問題でございます。私も京都海区の漁業調整委員会に広域代表として委員として出席しております。この問題解決に、その議論に参加して要望等に関する意見も発しているところでございます。

また、操業区域の改正を現行の3マイルから6マイルに行うよう、水産庁、府へ要望書の提出及び沿海市町とも歩調を合わせて対処されたいとのご意見についてでございますが、以前から操業区域の見直しについては全国漁業調整委員会を通じて水産庁へ要望しております。その結果につきましては、水産庁は、一方的な操業禁止区域の拡大は沖合漁業にとっても死活問題であり、非常に難しい課題との認識であり、双方の話し合い等にいろいろな形で誠実に行司役を務めていきたいとのことあります。また、沿岸漁業と沖合漁業の調整については、双方による協議が十分に行われるよう指導してきた。今後も継続してまいりたいとし、当事者間で公的規制とすることが合意された事項については、適時公的規制に加えてまいりたいとの回答を受けているところでございます。

要は、当事者間で設定合意しないことは、国は区域変更をしてくれないということでもあります。また、これまでから大中型まき網漁業との調整を考える会と京都海区漁業調整委員会を中心に、白石礁をはじめ府内3漁場での操業自粛の申し入れを中部日本海まき網漁業協議会に適時要望を繰り返しております。毎年、中部日本海まき網漁業協議会の日本海総会には出席をいたしまして、その実情も述べ要望を繰り返しておるわけであり、そのたびに、実情を鑑みていただきまして自粛をするという方向は決めていただいております。

また、監視体制の要望につきましては、水産事務所の「らくよう」に監視の強化をお願いし、実施していただいております。しかしながら、違法操業に対して京都海区では検挙した実績はござい

ません。全国的には検挙の事例はあるようでございます。町としても規制や監視は必要と考えますが、伊根町単独の行動よりも関係沿岸市町とともに関係団体と歩調を合わせた行動がより効果的と考えますので、関係団体とともに要望なり活動を引き続き実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 8番、泉敏夫君。

○8番（泉 敏夫君） まず、1点目ですが、東湾の消波ブロックなんか、小規模な格好で何とかして波が上がらないというような格好で、大々的に赤灯台の第1防波堤からということになると、地元負担もよう耐え切れないというようには思いますので、東湾の前面に、例えば養老地区でやっておられますように波消しブロックとか、そういうようなもので何とかいい方法はないのか、その辺の調査をお願いしたいというのがございます。

それから、沿岸漁業を守るためでございますが、ちょっと調べましたところ、兵庫県から石川県までは3マイル線をとっておるということを知っておりますし、それから鳥取県から西のほうですが、あれは8マイル線ということで、同じ大中型の範囲内でも、かなり8マイルと3マイルとの違いがあるということから、せめて白石から大分離れるという観点から、6マイルというあたりをモーター組合の方も強く要望されておりましたし、その辺をちょっと質問させていただきました。

それから、このごろは白石が、先ほども言いましたように2.8マイルでございますが、技術がいいのと、船がいいのとで、もう白石なんかで網をまいても、そこから3マイル線を出してしまうと、すぐに出るぐらい技術がいいんだということで、その辺を何とか考慮しながら、ひとつ6マイル線が確保できないかということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） まず、東港のほう話なんですけれども、そうでありまして我々も考えておりまして、でもまず1点は、あそこは今まで蒲入の皆さんに望まれて、望まれて、やっとなら整備ができた岸壁でありまして、できましたら今度はそれが区民の皆さんに迷惑をかけておると。そう言われるとなかなかつらいものがあります。そうでありまして、先ほど申しましたように岸壁の延長、それについては本当に億単位、億でも6億以上のものがありますので、なかなか地元負担となりますと大変であります。そうでありまして、では、あの前に消波ブロックを置けばいいということになりますけれども、あの延長、かなりのものがありまして、伊根町単費であればすぐできます。しかしながら、その財源はなかなか難しいところがあります。かといって、漁港の計画の中にそれが入っているのかといえば、ないんです。ですから、そういうところはもう少し国・府と協議をさせてもらって、そういう計画を盛り込んでいく。当然それで補助金をつけていただくようにして何とかやりたいなと、そのように考えておりますので、今しばらくお待ちをいただきたい。

それとまた、確かに沿岸漁業の違法操業というものは大変なものであります。先ほど言われましたように、これは都道府県で違うんです、先が。そして、現状でも火を使わないのは3マイル、火を使うのは6マイルより沖というふうになっておるのはなっておるんです。しかし、いろんなことがあります。そして、先ほども申し上げましたけれども、水産庁もその話に加わらないんです。要するに沖合と、それからまた沿岸と、漁民が話し合って結論を出さない。常にこうですわ。ようよう考えてみますと、この線というものを決めたのは、伊根町にも、蒲入にも伊根にも、まき網船があったわけです。そういうときにお互いで折り合いをつけた線です。これで、そのときにつくった線というものを今度は京都府内にまき網船がいなくなったから、まき網はどうぞ沖へ出て下さいということまき網の方に申し上げても、なかなかこれが、うんとは言ってくれないわけでありまして、そうでありますから白石での本当に操業に関しては自粛をお願いするしかないわけでありまして、また違法操業がないように、またできるだけ沖でやってもらうように、そういうことはこれからも粘り強く、粘り強く話し合いを続けていく以外に方法がないのかなと思っております。我々も鋭意努力をいたしますので、ご理解のほど賜りたく思います。

以上です。

○8番（泉 敏夫君） ありがとうございます。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、泉敏夫君の一般質問を終わります。

次に、有害獣対策についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） おはようございます。

質問に入らせていただく前に、過日発生しました台風12号、また15号により、お亡くなりになられた方々に対し哀悼の意を表し、また被害に遭われた方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、通告書に従いまして有害獣対策について一般質問させていただきます。

近年、当町のみならず京都北部地域において、猿、シカ、イノシシを主とした有害獣は増加の一途にあり、これまでもその状況に応じてさまざまな対策がとられてきました。

有害獣駆除おりの設置、捕獲の際の後処理については、地元猟友会の方々の協力に対し、深い敬意と感謝をしております。しかしながら、近年の有害獣の増加に伴い、猟友会の方々だけに有害獣対策をお願いすることは限界に来ていていると感じております。そのわけとして、猟友会会員の方々も、それぞれふだんは当然自分の仕事をされております。大半の方が農業を主としておられると認識しております。有害獣の出没と被害発生は、くしくもその農業に従事しておられる方々が忙しい農繁期に集中しているのが現実であります。例えば、檻にイノシシが入った。どこそこの田にイノシシが入った。どこそこの畑に猿の群が入って作物を荒らしている。また、道路に車にひかれたイノシシが死んでいる等、このような情報が住民の方々から入ったとしても、当然猟友会の方々も仕事をしておられるわけですから、すぐに現場に直行し、処分後、それを定められた場所まで持っていき埋設処理するといった時間的にも労力的にも負担のかかる駆除活動が毎回できるというのは現実的に不可能な状況にあると思います。

しかしながら、被害に遭われた住民の方々にとっては、せっかくつくった作物や土地を荒らされ、感情的にも高まって通報もしたが、時間や日数が経過してからしか処置に来てもらえず、役場、猟友会の方々に不満や不信感を持ってしまい、思わず抗議をしてしまったという事案もたびたび耳にしております。このようなことは、本来、住民、猟友会の方々が双方協力し、有害獣対策に取り組むといった基本姿勢に大きな障害となるばかりか、農家の方々の耕作意欲をそぎ、失望させた上に、農地の荒廃化を増加させた上、さらに有害獣の侵入、増加につながるといった悪循環を生む結果となります。また、猟友会の方々にとっては、今後の有害獣対策活動の意欲をそがれることともなりかねず、双方にとっても、また地域にとっても、当町にとってもマイナス要因にしかならないことは、いとも簡単に想像できることと思います。このような現状を1つとらえても、現状の有害獣対策は、猟友会一頼みでは既に限界にきており、今後新たな施策の必要性があると思います。住民の方々、特に農家の方々、猟友会の方々のそれぞれのお話を聞いても、その必要性は感じておられると思います。そこで、町長に有害獣対策について大きく3つに分けてお尋ねしたいと思います。

まず1点目は、有害獣駆除や捕獲処理の際は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律9条があり、これに基づき制限、制約等がある中で、今後も猟友会の方々のご協力をいただき、意見をお聞きしながらも、各地域住民、農家の方々みずから自分たちの地域や農地の作物はできる限り自分たちの手で守っていけるような環境、体制づくりを推進、設立していくようなお考えはないのか、町長の見解をお示してください。

続いて、2点目についてお尋ねします。

1点目で述べましたように、有害獣被害の通報を受けても、現状では即応できないのが現状であり、現状打破策として、例えば9月13日付の京都新聞の掲載記事にもありましたように、福知山市の週4日8人体制の常設有害鳥獣捕獲実施隊の発足がありました。この発足につきましては、昨年6月に駆除作業中に起きた不幸な事故を乗り越えての発足とされ、非常にご苦労されて発足されたことと感じております。また、同じく京都新聞9月14日付の掲載記事では、京丹後市はシカ捕獲についても新たな制度を設け、9月定例会に提案をされております。当町においても、このような例を参考にしながら、当町に見合った新たな制度の確立を農家、猟友会の方々のためにも早期実現すべきではないかと考えております。そこで、雇用創出も視野に入れた常設の有害獣対策隊設置の必要があると考えますが、町長の見解をお示してください。

続きまして、3点目についてお伺いします。

毎年のことながら、今年も伊根祭のあった7月末ごろからを皮切りに、町内各地域の稲刈りを直前に控えた田んぼにイノシシが侵入する被害が相次ぎ発生しました。農家の方々はイノシシの侵入防止に毎朝毎夕明け暮れ、中には1重目には網で柵をして、2重目には電柵を張り、その電柵の向こうの3重目にも網で柵をしても、イノシシに侵入され、田を荒らし稲を踏みつけられ落胆されている方もいらっしゃると思います。当町も対策の一環として、本年度も金網フェンス柵、鉄柵、檻を購入後、分配し、設置としているが、これらは適切な場所、適切な時期に設置され初めて設置効果が得られるのであって、場所や時期を誤ると有効な防止対策となりません。例えば設置時期が妥当でないと、設置する農家の方々にしてみれば、耕設期が近づくにつれ、設置作業時間を想定すれば、冬場での設置作業自体が非常に困難となる上、対策効果が無意味となる可能性が考えられます。町内農家の方々からも例年どおりに設置資材が入荷しないのを危惧する声をたびたび耳にしますが、本年の有害獣対策資材の入荷進捗状況が現時点でどのようになっているのかをお示しください。

以上3点をお尋ねします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） ただいまの和田議員のご質問にお答えしたいと思います。

一般通告書のほうでは2点かなと思っておったんですが、3点ということで、ちょっとお答えをしたいと思います。

まず、有害獣対策についてのご質問でございますけれども、今日までの有害鳥獣対策の取り組みについては、平成2年度以降、一般的な駆除対策として猟友会に全面的に駆除を依頼してまいりました。また、平成13年度からは、イノシシの被害も徐々に増加してきたことから、その対策として平成22年度までに電気柵、鉄筋柵の設置など81団地に支援を行ってまいりました。中でもイノシシについては、猟友会の協力を得て、平成14年度から平成22年度までで約1,200頭の駆除がされたところでございます。そのほかイノシシの檻、猿の檻など多くの檻の整備、支援も同時に行ってまいりました。

これらの駆除の処理については、猟友会だけでは体制的には問題があり、自助・共助・公助として取り組みを進めていく必要があることから、昨年度、野猿等の追い払い花火の各集落への配布、追い払い器具の助成に加えて、有害鳥獣追い払い活動を理解していただくための集落説明会を32集落で開催し、延べ267名の参加をいただき、普及啓発活動に努めてきたところでございます。

議員ご質問の専従者設置についてでございますが、そういうものは理想的ではあるのかなと思います。しかし、言うまでもなく鳥獣対策駆除は非恒常です。いつ入るかも入らないかもわかりませんし、ほとんどないときもありますし、そういうものに常勤の職員を置く。また、常勤を置くとなれば、その常勤の方は猟友会外の方なんでしょうね。そういう方にそれ相応の給与を支払っていただくとすれば、では今度はほぼボランティアに近い猟友会との皆さんとの兼ね合いは一体どうなるのか。かといって常設ですから、生活のある程度の保障をしなければ拘束はできないわけでありましょう。大変難しいところがございます。したがって、専従者の設置につきましては現在では考えておりません。今後も引き続き、これまで取り組んできた自助・共助・公助の考えで取り組んでまいりたく考えております。

ただ、猟友会の方々も年々高齢となりますので、狩猟免許取得者の増員を図れるよう各界に広く募集をかける等、猟友会の皆さんのご意見も伺いながら、いま一度、体制整備の確立に向けて検討してまいりたく考えております。議員各位におかれましても、とりわけお若い議員さんにおかれましては、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

いま一つ、今年度の防止柵の設置に向けての進捗状況でございますが、もう1日、2日で業者も決定されますので、間もなく資材も入荷します。入荷次第、順次各団地に資材を配布したいと考えておりますので、いましばらくお待ちをいただきたいなと思います。

それと、いろいろと檻に入って頼まれても、すぐに来てくれない。いいんですよ、置いておいたら、別に、さして問題はない。猟友会の方が暇になった時間帯で来ていただいて処分していただいたらいいわけで、朝見て、朝入っておるさかい、すぐ来いと。そういうふうにより住民の皆さんも言われないほうがいいんじゃないかなと、そのように思っております。本当に、檻を管理していた

だける人、えさの面倒を見ていただける人、そして処分をしていただける人、当然役場のほうでも考えております。強制はできないわけですが、何とかうちの若い子らにも免許も取らせまして、でもこれは3年かかるんです、そういう役をするまでには、何とか取らせて、うちからも行けるように、いろいろとみんなでやりたいと思いますので、ちょっと専従までは今は考えておりません。

以上でございます。

○議長（宮下愿吾君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） 専従のお考えはないということでお答えいただきましたけれども、住民もしくは農家の方々が、自分たちの団地もしくは自分たちの近隣の設置されている檻の守りぐらいは、例えば草刈りであるとか、その辺はちょっと何か方法を考えられて、だれか一人猟友会の方々の監査かなんか、許可証を置いておけば、その人のもとで、えさの交換とか、檻の周りの草刈りとか、そういうふうなのができることを何か推進しているというふうにお聞き願ったんですけども、その辺はどうなんでしょうか。もしわかる範囲であつたらお示し願いたいんですけども。

○議長（宮下愿吾君） これは、和田議員、一般質問で出されておるあれですか、今の内容につきましては。

○1番（和田義清君） 有害獣対策に。

○議長（宮下愿吾君） 有害獣対策について一般質問で出された内容に沿っての再質問ですかということをお聞きしておるんですが、これは一般質問ですので、一般質問通告に従って質問していただく。したがって、それから出てくる派生的なね、またここ意見を述べてもらうにはちょっと困るわけです。

○1番（和田義清君） わかりました。

○議長（宮下愿吾君） 申し上げていることわかりますね。ご理解いただきたいと思います。

○1番（和田義清君） はい、わかりました。

それでは、さらなる有害対策の前向きな施策の検討をお願いしまして、質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、災害とその後の対応についてを通告議題とし、奥野良一君の発言を許します。4番、奥野良一君。

○4番（奥野良一君） もうおはようございますと言うのはどうかなという時間になりました。

それでは、通告に従いまして災害とその後の対応についてということで一般質問をします。

本年5月10日、11日発生した5月豪雨の被害の農地2カ所、また5月29日、30日にかけて発生した梅雨前線豪雨で発生した災害が町内各地に広がっています。

農地農業施設では、菅野地区で田んぼの畦畔の崩壊2カ所、農道の崩落5カ所、野村地区で畦畔の崩落3カ所、水路破損1カ所、野室地区で道路、水路で法面崩落2カ所、林道施設路線では大鼓山、いわゆる丹後縦貫林道の道路崩落と法面の崩壊4カ所、福之内線の道路崩落1カ所、公共土木施設では菅野川の河川埋没1カ所、日出平田線の道路法面の崩落1カ所、長延野村線の道路崩落2カ所、寺領線の道路崩落1カ所と、町全体で27カ所という災害が発生しております。にもかかわらず、現在工事中は2カ所だけかなというふうに思って、なかなか工事が進んでいないのが現状であります。

京都府の災害査定が済まないというのは重々承知をしておりますが、余りにも時間を要しているように思います。また、公共土木施設、いわゆる町道では集落へ通ずる道路も放置をされた状況です。昨日も台風15号が、余り大きな被害はなかったかなというふうに思っておりますが、台風シーズンを迎え二次災害の発生も心配をされます。今現在の工事の発注、また進捗状況、昨日の台風被害も含めて、町長にお尋ねをいたします。

○議長（宮下愿吾君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、奥野議員のご質問にお答えをしたいと思います。

5月の29日から30日に発生いたしました梅雨前線豪雨により被災を受けた農地、農業用施設、林道、公共土木施設の災害復旧の進捗についてでございますが、災害復旧工事は、町単独工事を除



いて、国の災害査定を受け、幸いにも申請をしたすべての箇所を採択されたところでございます。現在の進捗状況でございますが、農地、農業用施設関係につきましては、9月中旬の事業費決定を待っている状況でございます。現在、国のほうから府のほうに通知があったようでございます。今、府から町のほうに通知がくるところを待っております。そういう状況でありますので、事業決定があり次第、直ちに工事承認申請を行い、承認があり次第、入札手続を行い、10月中旬までには工事に着手し、年度内完成を目指したく考えております。

次に、林道関係でございますが、一部林道大鼓山線におきまして、京丹後市のスイス村との関係もあり、特別措置として林野庁との事前協議を踏まえ、8月22日に入札を終え、既に工事に着手しております。その他の路線についても、8月末に事業費決定されましたので、農地関係と同様に施越工事承認申請を行い、承認があり次第、入札手続を行い、農地、農業用施設関係と同様の工程で進めたく考えております。

公共土木施設災害につきましては、現在、実施設計に組み直しをいたしており、でき次第、京都府との着工協議を行い、9月末から10月上旬には入札を行い、工事に着手、年内の完成を目指しているところでございます。

議員ご指摘のとおり、これから台風シーズンを迎えるに当たり、二次災害防止のためにも早期着工と完成が求められます。町といたしましても、早期の着工を望むところでございますが、これらの災害復旧に係る国庫補助を受けるためには、定められたルールに基づき手続を行う必要があります。これらの手続を行わず着手をした場合は、町の単独事業として取り扱われ、災害復旧の補助事業の取り消しとなりますので、着手まで時間がかかるわけでございます。国の査定が終わりましたので、迅速な事務処理を行い、一日も早い復旧に向けて鋭意努力をしてみたいと考えております。

また、議員ご質問がありましたところでございましょうか、農林関係災害、9月下旬事業採択決定、10月中旬着工、年度内完成を目指しております。再度申し上げます。

また、土木関係災害につきましては、日出平田線を除くすべてを昨日入札発注済みでございますので、年内の完成を目指す予定でございます。平田日出線は、地権者の説明が終わり、来月末から用地測量に入り、登記完了後、着工したく考えております。早くても12月中旬、下旬になる見通しでございます。

以上のことをつけ加えてお答えいたします。

○議長（宮下愿吾君） 4番、奥野良一君。

○4番（奥野良一君） もう既に工事着工に取り組んでおるといようなことで、なかなかこれ、いつも思うことなんです、時間がかかるんですね。査定が終わったという状況の中で、どの路線、また農地についても、早急をお願いをしたいというふうに思っております。

また、先日の台風12号で、ちょっとこれは一般質問から外れるかもわかりませんが、自主避難をされた方、筒川のほうで5名、朝妻で2名、本庄診療所福祉施設2名、長寿苑2名、合計11名、自主避難をされました。台風12号では大きな被害こそなかったのですが、高齢者の方は大きな台風等の災害はとても不安だと思います。安心・安全のためにも今回の自主避難は適切な判断がなされたと思います。今後も全職員一人一人が常に危機管理を持った対応をお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（宮下愿吾君） 以上をもちまして、奥野良一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本定例会における一般質問のすべてを終わりました。

休憩をいたします。15分休憩しまして、11時5分再開にいたしたいと思っております。お願いいたします。

休憩 10時51分

再開 11時06分

### ◎ 日程第3 議案第43号

○議長（宮下愿吾君） 再開をいたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、議案第43号 平成22年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第43号 平成22年度伊根町歳入歳出決算認定についてを議題として、これから討論を行

います。

まず最初に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、佐戸仁志君。

**○3番（佐戸仁志君）** 平成22年度伊根町歳入歳出決算認定について、新生クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

まず最初に、一般会計ですが、歳入の軸であるところの地方交付税が前年度比7,140万5,000円の増、府支出金も前年度比6,254万2,000円の増が要因で、大幅な歳入増となりました。22年度決算は、歳入総額30億6,784万3,000円、歳出総額29億2,751万5,000円、差し引き1億4,032万8,000円で、繰越額4,284万1,000円を引いた実質収支で9,748万7,000円の黒字決算であります。昨年度の実質収支額8,091万5,000円を差し引いた単年度収支は1,657万2,000円であり、22年度も基金の取り崩しはなく、単年度収支に基金積立金、繰上償還金を加えた実質単年度収支は6,054万6,000円の黒字決算となっています。

財政支出では、町税減などの自主財源の少ないことから財政力指数が0.123と年々落ちており、気になるところであります。しかし、その他の経常収支比率、公債費比率、起債制限比率、実質公債費比率とも年々改善をされてきており、高く評価いたします。昨年に引き続き行政改革プランに基づく事務事業の見直しなど歳出削減に努められる中で、今年度の事業では高校通学費等補助金、民宿開業支援事業、健康増進事業、京野菜こだわり産地支援事業、伊根漁港海岸保全施設整備事業、小学校2校の耐震工事完成など、町民が安心・安全に暮らせるまちづくりに努力されていることも高く評価いたします。

特別会計ですが、国保会計では昨年同様100%収納が達成できなかったことは大変残念に思います。今でなく将来のために、ご本人にさらなる指導をしていただきたく思います。

下水道、上水道関係につきましては、蒲入地区の漁業集落事業が完了し、接続率が伸びていると聞いております。上下水道とも未収金が多く、収納率100%となるようご努力いただきたく思っております。

介護保険関係では、地域包括支援センター事業が軌道に乗り、事業が進展していることは高く評価いたします。

最後に、一般会計歳入が平成19年度より年々伸び7億2,000万円もふえております。決算質疑でも申しましたが、東北大震災、台風12号の激甚指定、国の財政、府の財政、日本国の景気、関西圏の景気、特に丹後地方の景気を考えますと、23年度、24年度とふえるとはとても思えません。もともと少ない町税も減少し、未収金は年々ふえております。そのために財政基金の積み上げも行われているものと理解しております。大変な財政難が来るとし、今まで以上の事務事業の見直し、歳出削減に努め、備えられることが必要ではないか。ますますの健全な町政運営を期待し、私の賛成討論といたします。

以上です。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに討論はありませんか。7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** 私は、平成22年度伊根町歳入歳出決算認定について賛成の立場で討論に参加したいと思います。

平成22年度一般会計決算額は、歳入30億6,784万3,000円、歳出29億2,751万5,000円で、1億4,032万8,000円の黒字決算であるが、翌年度への繰り越すべき財源を引くと実質収支は9,748万7,000円となります。

歳入の主なもの、地方交付税、府支出金等で、前年度より1億6,702万5,000円の増額で、このものが大きな要因となっていると思います。

自主財源については、繰越金1億5,754万2,000円、繰入金906万円と、前年度より増額をしたものもあるが、一方、町税においては前年度より911万8,000円の減で、1億7,955万6,000円と減少をいたしました。町税の減収については、平成18年度より超過課税としていた固定資産税を標準課税に戻したため、固定資産税全体では878万円の減額となりました。また、軽自動車税についても標準課税に戻したため124万8,000円の減額となった

のが、町税の減収となった要因ではないかと思われます。

歳出においては、総務費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費において、それぞれの課において適切に予算が執行されていたものと思っております。各事業において明許繰越や不用額の多いのが気になるところです。今後とも町民の安心・安全を守るためにも、町民のニーズに合った行政サービスをお願いし、賛成討論といたします。

特別会計の下水道事業についても賛成の立場で討論をいたしたいと思っております。

この事業は、漁業集落排水事業として平成9年度より本庄浜地区で着手し、平成11年7月より供用開始となりました。その後、平成16年4月に新井地区、また平成21年9月には蒲入地区において供用開始となりました。そして、平成22年度より伊根地区において事業の着手が行われております。現在、供用開始となっております本庄浜地区においては、受益者数76戸で接続戸数67戸、新井地区におきましては、受益者戸数64戸、接続戸数が59戸、そして蒲入地区は平成21年9月より供用開始となり、受益者戸数97戸、接続戸数が68戸、現在では接続戸数は増加しているものと思われます。接続率100%にはなかなか難しいと思われます。伊根地区での漁業集落排水事業が開始されたことにより、住民の周知徹底と工事の進捗率に注意され、円滑な事業の執行をお願いしたいと思います。

下水道事業の歳入総額は9,901万5,000円で、歳入の主なものは使用料及び手数料625万3,000円、府支出金が3,222万2,000円、町債2,910万円となり、前年度比3,772万2,000円の減となっておりますが、使用料及び手数料においては前年度比89万4,000円の増となっております。このものについては蒲入地区の接続の関係であろうと思われます。

また、歳出総額は9,874万円となり、うち総務費が1,570万9,000円、施設整備費5,413万4,000円が主な歳出となっております。また、繰入金も基準額に合った金額であろうと理解をしております。

今後は伊根地区での事業が行われるところですが、一名でも多く接続していただくよう努力をさせていただきますようお願いをし、賛成討論といたします。

以上。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はございませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、日本共産党伊根町会議員団を代表しまして平成22年度決算認定の討論に賛成の立場で参加をいたします。

本決算は、一般会計におきまして実質収支9,748万7,000円の黒字決算で、財政調整基金を取り崩さずに4,397万円積み立て、決算時の現在高9億6,891万円とし、また減債基金も2億8,163万円に積み立てを行いました。起債残高も1億967万円減らし、28億9,531万円とし、財政構造の弾力性を示す経常収支比率を21年度対比1.8%減らし84.8%に、公債費比率も1.4%減らし11.9%となり、ここ近年の財政の良好な数値を今年度も維持発展をさせました。

地方交付税の算定について、雇用対策、地域資源活用臨時特例費が創設をされ、基準財政需要額が増加したことなどにより、収入の増額が大きく影響しているものの、伊根町財政計画に沿った人件費の削減、町債発行の抑制と良質債の活用、経常経費、義務的経費の削減など、吉本町長を先頭とした職員の努力があらわれた決算で、大きく評価するものであります。

また、財政計画との比較は、地域活性化交付金などにより、歳入歳出それぞれ大幅な増額となっており、ことしも特異的な年度となっておりますので、比較については申し上げますが、町民負担を以前の状態に戻しながら財政的に当初の計画に沿いながら健全化しています。

今年度の事業では、歳出削減の中ではありますが、高校通学費等補助金、町税の標準化、学校耐震化事業、民宿開業支援事業、生き生きまちづくり応援事業、町道の改良進捗、京野菜こだわり産地支援事業、合併浄化槽設置補助金の増額、有害鳥獣対策、全国瞬時警報システムの導入、地域情報格差是正事業など、安心して暮らせるまちづくり、子育て支援、町民との対話に努力されていることも大きく評価するところでございます。今後とも財政計画にのっとりながら必要などころには集中した財政支出を行い、町民要望にこたえるよう期待をしたいと思います。

また、今、町の人口減と高齢化が問題となっておりますが、人口の増加は、日本全体で人口減となっている状況で伊根町の人口を増やすということはかなり難しいところではありますが、せめて町民の若者比率を徐々に増やす対策については、今後、本腰を入れて十分検討することが必要ではないかと思っております。

また、ことしは多額の町税の不納欠損が発生したことは大変残念なことであります。地方税機構と連携を密にし、こういう事態のないよう対策強化に努めていただきたいと思います。

次に、特別会計であります。若干述べておきたいと思っております。

国保会計では、これまで起こってございました23年間継続していた国保税の100%収納が2年連続で達成できなかったことは大変残念な結果で、さらに繰越滞納額も含めた数値が昨年度より増加していることは憂慮すべき事態であります。これについても地方税機構と連携を密にし、対策強化に努めていただくことを望みたいと思っております。

また、今年度は保険給付費の増額で平成19年以来の多額の国保財政調整基金の繰り入れを行い、収支を合わせた格好となっておりますが、ここ近年、大変若くして亡くなられる方、体調を崩される方が増加している気がしてなりません。大変残念なことであります。町にとって、大きな人材の損失であります。健康診断や病気の予防などの健康増進事業、保健指導の徹底強化について、さらにご努力をいただくことを強く望みたいと思っております。

下水道会計につきましては、22年度より着手している伊根地区漁業集落環境整備事業、大きな遅れが出ないように、計画どおりの供用となるようご努力をいただきたいと思います。

介護保険会計では、町内でも高齢者への虐待、認知症の進行などによる権利擁護の問題など、高齢者問題の相談は決算付属書と比較しても確実に増加をしており、被害の予防、防止、問題解決への的確な対応が求められております。また、施設入所の希望者も増加していることなど、住みなれた伊根町で活動的に、かつ尊厳ある生活が継続できるよう、ご努力をいただきたいと思います。

そのほかの会計につきましては、特別申し上げることはございません。

以上、伊根町がさらに町民の命と暮らしを守り、町民に夢と希望を与える政策の実現と町民参加の取り組みで町民みんなが活気のある小さくても元気な伊根町を目指し、今後も一層邁進されることを期待し、賛成の討論といたします。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。討論なしの声がありますが、これで討論を終わりたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号 平成22年度伊根町歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

#### ◎ 日程第4 意見書案第7号

○議長（宮下愿吾君） 日程第4、意見書案第7号 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案について、提出者の提案理由の説明を求めます。7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） ただいま議題になりました「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書について、提案理由、提案の趣旨を申し上げます。

子ども・子育て新システム検討会議が、平成22年1月29日に設置され、6月25日に基本制度要綱が関係閣僚で採決されました。運営主体の指定制度の導入ですが、待機児童解消等を目的に指定制が導入され、社会福祉法人だけでなく企業、NPO等も簡単に運営主体になれるとともに、企業等の参入を促すために指定基準の緩和の可能性を指摘されております。

市町村に保育実施の義務がなくなり、行政の児童福祉機能の低下が生じるのではないかとされており、また、企業等の参入により、手のかかる子や障害児等が入所拒否のおそれが出てくるのではないかとされており、そして、市町村の認定時間を超える分については全額自己負担になるのではないかと、経済的な負担増により施設を利用できない子供が増えるのではないかと心

配するところです。企業等の参入により、保育所は市町村との委託関係がなく独立採算制となり、施設運営が不安定化し、保育士の非正規化、低賃金化が生じるのではないかと心配するところです。親のさまざまな就労状況に応じることができる公的保育所サービスを確実に保障しなければならないと思うところです。

子ども・子育て新システムの導入には1兆円の財源が必要と言われている中、政府は財源のめども立たない中で平成23年に法案を提出しようとしております。国と地方が十分議論をして、24年度予算で対応するべきと思っております。また、国、地方において十分な財源の確保が不可欠であり、地方単独事業への財源の確保、そして市町村の財政力によってサービスの格差が生じないように国が制度の確立をするべきと思っております。

以上です。

**○議長（宮下愿吾君）** これから、質疑を行います。提出者に対する何か質疑がございましたら、お願いをいたします。9番、大谷功君。

**○9番（大谷 功君）** それでは、提出者に質問をさせていただきます。

今の提案説明の中で、22年度予算で対応すべきものという発言があったと思うんですが、この意見書の内容から見ると、子ども・子育て新システムに反対なのかなという思いもあるんですが、最終的に提出者としては、子ども・子育て新システムについては反対なのか、賛成なのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（宮下愿吾君）** 7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** 23年度に法案を提出するというところでございます。そのものを待っていただいて、24年度の当初予算までに国と地方とがよく話して、24年度当初予算で上げていただきたいというふうに思っております。

それから、システムそのものは悪いところもありますし、またよいところもあると思います。そういったことを国と地方とが十分話をし、この子ども・子育ての新システムができればいいのかなという気はしております。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに質疑ございませんか。4番、奥野良一君。

**○4番（奥野良一君）** 今の説明といたしますか、提出者の中で、要するに企業が参入をしてくるというような文言があったかと思いますが、我が町において、子供も減少化する中で、そういったことが我が町に当てはまるのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいというふうに思うんですが。

**○議長（宮下愿吾君）** 7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** 意見書でありますので、伊根町だけを対象としたものではないです。恐らく伊根町の中ですと企業は参入してこないのかなという気がしております。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに質疑はございませんか。4番、奥野良一君。

**○4番（奥野良一君）** そうであれば、これは全国的な意見書かとは思いますが、我々新生クラブとしましては、この意見書には反対をいたします。なぜなら、今の趣旨説明では、新システムがいまいち、私も勉強不足なのですが、わかりかねるというのが今の説明書の実情でございます。

**○議長（宮下愿吾君）** 7番、三野三千彦君、どうですか、もう少しよくわかるように議員に説明をいただくわけにはまいりませんか。というのは、やはりこれが可決されましたら、本議会の名をもって総理大臣ほか関係各大臣に提出をされる意見書となります。したがって、そんな軽々しいものを出す内容のものではございません、意見書というものは。したがって、皆さんの十分な理解のもとに、こういったものは出さなければいけないというふうに考えております。したがって、議員各位が十分、ああ、なるほどなど、よくわかったというようなご説明をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** それぞれ知事、また全国の保育協議会、それから市長会、連合、株式会社等々で、こういったことについての意見が出されております。

その中で、知事会でございますが、子ども手当のような裁量権の働かないもの地方が担う裁量権のあるサービスを一緒にして包括交付金にするのかというような意見、また地方固有の財源でやっているもの、国の勘定に入れ総括交付金にするのかというような意見も出ております。また、市長会におきましては、国、地方における十分な財源の確保が不可欠、地方単独事業への財源確保、市

町村の財政力によってサービスの格差が生じないよう国が制度の確立をするというようなことも指摘されております。それから、京都府の府議会のほうの意見書の中には、子供の立場に立ち、保育の質を確保するとともに、地域の実情で取り組む施策に十分な財政支援をととも言われておりますし、そういったことを総括し、私なりの意見とまとめたということでございます。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 今までの質疑の答弁の中で、子ども・子育て新システムについては基本的に推進の立場というような感触を受けるわけですが、その考え方と、この意見書の新システムの導入については保育現場に市場原理が持ち込まれ云々と書いてあるんですが、この言葉と整合性がとれているのかなというふうに思われます。この市場原理関係の書いてあるところですが、これはこの子育て新システムの根幹をなすところでございます。これをどう修正しようと、このところは変わらないところなのかなと思いますが、そこらについては整合性をどう考えておられますか。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 今回出しました子ども・子育て新システムについては、財源のめどがないということが第一でございます。その財源、それと保育制度の見直しについては、国と地方とが十分話し合っ、今すぐ23年度に法案を提出せんでも、24年でもいいんじゃないかというような方向から、こういうものを出したわけです。

○議長（宮下愿吾君） 4番、奥野良一君。

○4番（奥野良一君） 23年度ということでございますが、このシステムに関する撤回となっておりますが、まだ今現在、中間の取りまとめかなというふうに思っております。それと、このことにつきましては、社会保障、税一体改革成案というものとセットになっておるのかなというふうに思われます。また、先ほど提出者のほうから言われましたが、全国知事会、それから全国町村会、全国市長会にも、このことについては十分説明をしてあるというふうにお聞きをしておりますが、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） 制度については、23年にいわゆる法案を提出したいということでございます。そして、24年度に成立を目指すということでございます。そういった中で、まだまだ各知事、また市長会のほうからも、こういうことはどうか、ああいうことはどうかというような意見が出ておるところです。そのことについて、まだまだ国と地方との話が十分ではないのかなという気はしております。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。質疑はないようでありますが、これで質疑を終わりたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしの声があります。異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） ただいま議題となっております新システムは、幼保の一元化を目玉に、全ての子供に質の高い幼児教育、保育を保障するなどということを掲げておりますけれども、その中心にありますのは、保育のあり方を根本から覆そうとするねらいが見えてきます。

公的保育制度の根幹であります自治体の保育実施責任をなくして、保育を親の自己責任とする方向であります。幼稚園と保育所を一体化したこども園の入所については、現在の市町村に申し込む保育所の仕組みを変えて、保護者が自分で探して契約する直接契約にすると、政府の検討会では、入所時の選抜と基準の公表などの条件をつけて認めることまで検討をされています。

利用料も収入に応じたものから利用時間に応じた応益負担にし、認定時間を超えた分は全額自己負担もあり得るといいます。独自の教育内容や体操、音楽などの課外活動の追加料金を認め、入学金の受験料の徴収も検討をされています。事実上の自由価格化です。親の収入にかかわらず、どの子も平等により保育が受けられ、父母が安心して働き続けられるという保育の根本を揺るがすものとなっています。障害のある親子は、低所得家庭が排除をされ、負担増から利用をあきらめ子供を放置する、こういう事態も懸念をされます。親の収入による選別と差別を乳幼児期の子供達に広げることは、絶対に許すわけにはいきません。

これまで国が決めていた施設などの基準を自治体任せにする方向も検討をされています。国の基準がなければ、自治体ごとの格差が広がり、現在でも低過ぎる保育所基準がさらに引き下げられ、保育の質の低下が危惧をされます。

新システムでは、サービスの量を企業頼みで増やそうとしており、そのために事業者の参入基準をできるだけ低くする方向です。保育に対する国と自治体の責任を後退させ、格差拡大と、保育水準の引き下げ、子供と親に負担を押しつける新システムというふうになっております。安心して預けられる保育の拡充は、国と自治体の責任が明確な現行の保育制度の根幹があってこそ可能です。

幼稚園団体や日本保育協会などの保育団体も、それぞれ幼児教育の質の低下を来さないよう、国、都道府県の責任を明確にと、児童福祉法第24条に基づく公的保育制度の維持拡充をと表明をされています。

このように子育て新システムには問題が多くあり、私は反対の立場でありまして、この意見書は中身については賛成する部分もあるわけですが、その考え方として反対をせざるを得ませんということを発表しまして、反対の討論といたします。

以上です。

**○議長（宮下愿吾君）** ほかに討論はありませんか。討論ありませんか。討論がないようでありまして。これで討論を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（宮下愿吾君）** 異議なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第7号「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書の提出についてを採決します。

本意見書案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、衆議院議長ほか関係大臣あてに本意見書を提出いたします。

休憩をいたします。午前中の会議はこれまでとし、午後1時から再開をいたしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

休憩 11時46分

再開 12時59分

#### ◎ 日程第5 意見書案第8号

**○議長（宮下愿吾君）** 再開をいたします。午前中に引き続き会議を開きます。

日程第5、意見書案第8号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本意見書案について、提出者の説明を求めます。7番、三野三千彦君。

**○7番（三野三千彦君）** それでは、円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書の説明をさせていただきます。

東日本大震災が発生をしてから6カ月と10日ほどが過ぎました。本来なら、被災者の生活は最悪の状態から脱し、被災地全体に復興に向けた新たな機運が生まれる状況が見えてもよいはずではなかったかと思っております。しかし、現状は被災者、被災地は依然として厳しい状況に置かれ、当面の復旧や生活再建のめどすら立っていないのが現状ではないかと思受けられます。さらに、大震災の影響は、震災前から我が国に蔓延していた円高・デフレによる不況に拍車をかけ、日本経済全体に暗い影を落としているのではないのでしょうか。

政府においては、平成23年度第1次補正、第2次補正を現在執行中ではありますが、余りにも少な過ぎるのではないのでしょうか。このような対応では、被災地の早期の復旧・復興と日本経済全体への影響は回避は不可能と思われまます。

また、教育施設においても、公立学校の軽微な復旧事業のみが予算化されており、全半壊の学校施設や私立学校への対応は行われておらず、急速な対応が求められております。原発の停止によって、産業の血液である電力の需要制限は、国内の経済活動が停滞することにとどまらず、企業が経営戦略として海外に拠点を移す選択をし、産業、雇用の空洞化にもつながりかねません。

そして、復旧対策の財源確保のため、全国の公共事業を一律5%削減するという政府の方針は、震災による景気の落ち込みを一層深刻なものにするのではないのでしょうか。全国レベルの景気対策、防災対策等、必要な公共事業は積極的に推進すべきと思っております。一日も早く本格的な補正予算を組み、東日本大震災の復興及び12号台風で被災されたところへの復旧・復興を確実に実行すべきと考えております。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） これから、質疑を行います。4番、奥野良一君。

○4番（奥野良一君） 今、提出者のほうの説明がありましたが、議題となっておりますその円高対策について、京都新聞の昨日の記事なんですけど、産業空洞化の構築や中小企業の資金繰り支援が柱で2011年度第3次補正予算案に盛り込むというふうになっております。

それから、ここに4項目ほどあるわけですが、一応政府がまとめた円高対策ですね、企業の研究開発施設や工場の国内的需要を促す補助金の拡充、中小企業向け貸し付け保証の延長や政策金融による低利融資拡充、雇用創造事業の基金積み増し、海外での資源権益の買収支援などということで、政府のほう円高対策の盛り込みをされたようであります。また、この円高につきましては、日本国内がもとではなく、円高の背景にあるのは欧米の財政問題や世界経済の減速懸念など海外要因だというふうに記事が出ております。これによって、この円高対策については十分な経済対策を盛り込まれておるのかなというふうに思っております。

これの経済対策を求める意見書ということですが、我が町にとって、やはりここに掲げてあります1、2、3、4と項目があるわけですが、我が町に一応当てはまるのかなというのは、町長が言われております舟屋を核としたということで、観光事業については賛成ができるものですが、ほかの3点につきましては、私どもとしましては、この意見書には反対をするものであります。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） この意見書ですが、円高・デフレの経済対策について4点ほど挙げてあるんですけども、経済対策を打つには、何で円高・デフレが起こったかということ掘り下げて対策を打たないと、検討違いなことをやっておっても何にもならないというふうに思うわけですが、この円高・デフレ、何で起こっているのかということについての提出者の考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（宮下愿吾君） 7番、三野三千彦君。

○7番（三野三千彦君） まず、デフレの問題なんですけど、それこそ地域空間情報の総合的な整備というものもありますし、また、ちょっと答えが違いかもわかりませんが、農業、林業、水産業等々の今後の整備等によって、デフレ等も多少なりとも克服できるのかというような思いを持っております。

円高対策については、なかなか難しい問題で、それこそ日本だけではなかなか対応できないのかなという気はしております。こういったものも、それこそ外国の政府間等でまた話し合いもしながら、多少なりとも輸出業者が有利になるようなやり方をさせていただいたらいいなかなという気がしております。

○議長（宮下愿吾君） 質問者に対する答弁ではないような、的は外れていませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） 確かに的は外れておるわけですが、この意見書についての内容については、直接申し上げることはございませんので、結構です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに質疑はございませんか。ないようですが、これで質疑を終わりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） よろしいですか。異議なしの声があります。これで質疑を終わります。

これから討論をいたします。討論はありませんか。9番、大谷功君。

○9番（大谷 功君） それでは、ただいま議題になっております円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書について、賛否は最後にさせていただきます、私どもの考え方から述べさせて



いただきたいと思えます。

円高の原因といたしましては、国内の内需を軽視した外需頼みの対策が円高体質を促進していることというふうに思っております。また、デフレにつきましては、正規雇用から非正規雇用に置きかえやリストラで賃金が12年にわたって下がり続けていること、金額で申しますと1997年の民間平均給与467万円が2009年には406万円と、12年で61万円、月給に直しますと5万円下がっているということ、こういうことがデフレを促進しているというふうに思っています。ですから、ここにメスを入れる必要があります。

そして、大企業が労働条件や下請条件の引き下げなどで、この円高・デフレを克服しようと考えることのないよう、家計を十分応援し、内需を活発にする政策に転換するということを指摘しつつ、中小企業や農業、ここに本格的な振興策を打ち出すことということを指摘しながら、この意見書の内容につきましては直ちに実施すべきものであるというふうに私は思っておりますので、賛成すべきものとして討論といたします。

以上です。

○議長（宮下愿吾君） ほかに討論はありませんか。ほかに討論はないようです。これにて討論を終わりたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。討論を終わります。

これから、意見書案第8号 円高・デフレを克服する経済対策を求める意見書の提出についてを採決します。

本意見書案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。本町議会の名において、衆議院議長ほか関係大臣あて本意見書を提出いたします。

#### ◎ 日程第6 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（宮下愿吾君） 日程第6、閉会中の継続審査（調査）の申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、伊根町会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）の申出書が提出されました。

お諮りをします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮下愿吾君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定をしました。

#### ◎ 閉 会

○議長（宮下愿吾君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第3回伊根町議会定例会を閉会いたします。

閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思えます。

本定例会は、9日に開会、お世話になりました。それぞれ上程されました平成22年度決算ほか各議案を慎重ご審議いただき、すべてご可決いただきまして、予定どおり閉会する運びになりました。ありがとうございました。

審議経過の中でも話がありましたように、この国難とも言える非常時の時でございます。これからも町政運営の柱となる地方交付税等、厳しいことも予想されます。議員各位におかれましては、大所高所の見地からご研鑽を積み重ねまして今後の議会活動に当たられることを切にお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。大変ご苦労さんでございました。

なお、既に通知させていただいておりますように、この後、中学校の統廃合問題特別委員会を開催しますので、よろしくお願いをいたします。

閉会 13時16分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員